

産業構造審議会 活動報告書

平成 2 5 年 8 月 2 1 日

目 次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5

I 産業構造審議会の見直し

見直しの概要	9
産業構造審議会組織図新旧表	10
通商・貿易分科会	12
産業技術環境分科会	14
製造産業分科会	16
商務流通情報分科会	19

II 見直し以前の組織変更

中心市街地活性化部会	23
保安分科会	24

III 答申・報告書等

地域経済産業分科会	39
通商政策部会	40
産業技術分科会	41
環境部会	42
環境部会、化学バイオ部会	48
化学・バイオ部会	49
航空機宇宙産業分科会	50
車両競技分科会	51
伝統的工芸品産業分科会	52
流通部会	53
中心市街地活性化部会	55
保安分科会	56
知的財産政策部会	61

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、現在、7の分科会、これらの下の31の小委員会、25のWGによって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

直近の一年間では、保安分科会とその下部組織、及び中心市街地活性化部会が新設された後、本年7月1日には産業構造審議会令の改正を含む、大規模な組織変更を実施した。

これらの組織の新設や審議会の見直しの詳細は後述するが、いずれも、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題へ対応した活発な審議を行うことを目的としている。

開催状況

直近の一年間で、総会1回、分科会／部会14回、小委員会53回、WG等29回、総計97回開催されており、開催状況・議事要旨について、随時、経済産業省のホームページにおいて、広く公開されている。

答申・報告書等

直近の一年間に26件の答申・報告書等の取りまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいて公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

I 産業構造審議会 の見直し

見直しの概要

産業構造審議会は、多種多様な政策を検討するため、これまで部会・分科会等を、必要に応じて機動的に設置してきた結果、その構成が複雑化してきた。このような状況を改善するため産業構造審議会の見直しに取りかかり、組織のスリム化を行うとともに、政策分野ごとの分科会に再編することで、分科会ごとの議論のテーマを明確にし、かつ、経済産業省の政策課題を集中的、効率的に御審議いただける環境に整備した。

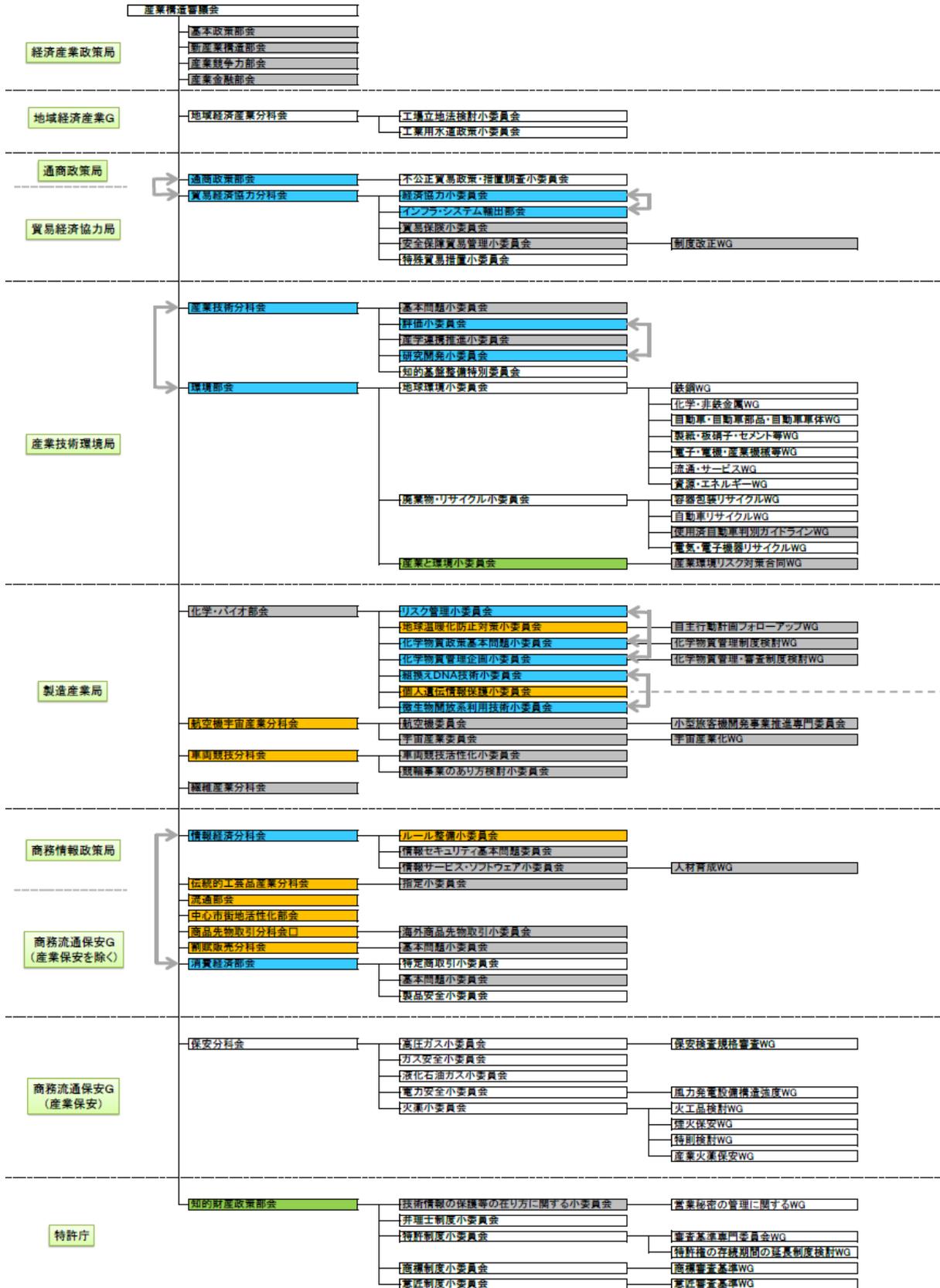
見直しの結果、全98（分科会11、部会12、小委員会45、WG30）あった組織を、63（分科会7、部会0、小委員会31、WG25）までスリム化し、また、いくつかの組織をより分かりやすく審議内容を表した組織名に修正した。

※産業構造審議会の組織改編にあたり、産業構造審議会令を改正し、本年7月1日に施行。

※産業構造審議会の組織改編の詳細は次ページ以降の新・旧の組織図に記載。

以下、今回の産業構造審議会の見直しに伴い新設した組織の説明を行う。

産業構造審議会 旧組織図（～平成 25 年 6 月 30 日）



産業構造審議会 新組織図（平成25年7月1日～）



通商・貿易分科会

「通商・貿易分科会」（平成25年7月設立）

分科会長：槍田 松瑩（三井物産(株)会長／日本貿易会会長）

設立趣旨

産業構造審議会の下には、これまで、WTO、経済連携交渉（FTA／EPA）及びその他通商問題に係る重要事項に関することを調査審議する「通商政策部会」、貿易に係る施策その他貿易に関する重要事項及び経済協力に関する重要事項を調査審議する「貿易経済協力分科会」がそれぞれ設置されていた。

しかし、新興国を中心とした世界の成長市場の獲得競争は激しくなっており、経済産業省としても戦略的な国際展開のあり方を検討することが必要となったため、通商問題や貿易に関する重要事項等を一体で検討する場が必要となった。

こうした状況を踏まえ、この度「通商政策部会」と「貿易経済協力分科会」の両組織を統合し、新たに「通商・貿易経済協力分科会」として設置することとなった。

検討事項

- （1）WTO交渉・経済連携交渉等の進捗状況及び今後の進め方について
- （2）企業等のニーズを踏まえた新興国市場への戦略的な取組について
- （3）我が国企業によるインフラ・システム輸出の推進や我が国の海外経済協力の戦略的活用にかかる取組について
- （4）その他、通商・貿易経済協力に係る重要事項について

審議スケジュール

第1回 本年度秋～冬頃に開催予定

「経済協力・インフラシステム輸出小委員会」（平成25年7月設立）

小委員長：検討中

設立趣旨

貿易経済協力分科会の下には、これまで、官民一体となったインフラシステム輸出の推進について検討するため「インフラシステム輸出部会」、経済協力をめぐる国際的な動向、これまでの我が国のODAの成果分析等を踏まえつつ、今後の我が国経済協力政策の在り方等を検討するため「経済協力小委員会」をそれぞれ設置し、検討を行ってきた。

この間、新興国を中心に世界の市場は急速に拡大をしており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、これまでの議論をさらに発展させていくとともに、円借款や技術協力をはじめとした経済協力ツールを戦略的に活用する等、インフラシステム輸出と経済協力の有機的な連携により、官民一体となった市場獲得に取り組むことが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、この度「インフラシステム輸出部会」と「経済協力小委員会」の両組織を統合し、新たに「経済協力・インフラシステム輸出小委員会」として設置することとした。

検討事項

- (1) インフラシステム輸出や進出拠点整備に係る現状と課題の分析
- (2) ファイナンスツール等分野横断的な対応策
- (3) 我が国の経済協力の活用方策

以上を一体的に議論し、戦略的かつ効率的に海外の需要を取り込む方策を検討する。

審議スケジュール

第1回 通商・貿易分科会が開催され次第、開催日程を検討。

産業技術環境分科会

「産業技術環境分科会」（平成25年7月設立）

分科会長：山地 憲治（公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長）

設立趣旨

経済産業省では、産業構造審議会等3審議会について、より効率的で機能的な組織体系とするため、組織の見直しを行うとともに、政策分野ごとの分科会に再編することで、分科会ごとの議論テーマを明確にし、かつ、経済産業省の政策課題を集中的、効率的に審議する環境を整備した。

この結果、産業技術分科会と環境部会の所掌事務を統合し、7月1日に産業技術環境分科会を新たに設置した。本分科会では、技術戦略、優先的技術課題の設定等産業技術に関する各種施策、地球環境保全や産業公害の防止及び資源の有効利用等に関する幅広い事項について検討を行う。

検討事項

技術戦略、優先的技術課題の設定等産業技術に関する各種の政策や、総合科学技術会議への政策提言等に関する幅広い事項について審議を行う。また、地球温暖化対策を含む環境の保全や産業公害の防止対策の推進及びリサイクルの推進を含む資源の有効利用に関する事項について審議を行う。

審議スケジュール

第1回 本年度内に開催予定

「研究開発・評価小委員会」(平成25年7月設立)

小委員長：五神 真 (東京大学大学院理学系研究科物理学専攻教授)

設立趣旨

経済産業省では、産業構造審議会等3審議会について、より効率的で機能的な組織体系とするため、組織の見直しを行うとともに、政策分野ごとの分科会に再編することで、分科会ごとの議論テーマを明確にし、かつ、経済産業省の政策課題を集中的、効率的に審議する環境を整備した。

この結果、研究開発小委員会と評価小委員会の2つの小委員会を統合し、7月1日に産業技術環境分科会の下に、研究開発・評価小委員会を新たに設置した。本小委員会では、未来開拓研究プロジェクトを始めとする研究開発プロジェクトの企画から評価まで、PDCAサイクルを一貫して審議するなど、幅広い検討を行う。

検討事項

未来開拓研究プロジェクトを始めとする研究開発プロジェクトの企画から評価まで、PDCAサイクルを一貫して審議する。また、産業技術政策のあり方に関し、科学技術基本計画の策定等を視野に入れて検討する他、人材育成、ベンチャー支援、産学連携などについても、必要に応じて取り上げる。

審議スケジュール

第1回 平成25年9月頃

製造産業分科会

「製造産業分科会」(平成25年7月設立)

分科会長：清家 篤 (慶應義塾大学塾長)

設立趣旨

国内の雇用や貿易立国日本を支えてきた製造業を復活させ、強い経済を取り戻すため、日本のものづくりが世界で勝ち抜くために必要な競争力強化策等(国内立地条件の改善策や、競争力の源泉となる研究開発機能や先端製造機能の国内維持・強化策、高度なものづくりを支えてきた部素材産業の自立化促進策、その他我が国製造業の発展のために必要な事項等)について調査審議する。

検討事項

製造業の競争力強化策等に係る予算要求や税制改正要望等について

審議スケジュール

第1回 平成26年春頃

「化学物質政策小委員会」（平成25年7月設立）

小委員長：安井 至（独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長）

設立趣旨

化学物質の管理については、2002年に開催された環境サミット（WSSD）において、2020年までに化学物質による人・環境への悪影響を最小化することが国際目標として合意されている。

経済産業省では、化学のイノベーションにより人類の豊かな生活を実現するべく、化学物質による悪影響（健康有害性、環境汚染、地球温暖化、化学兵器転用）を最小化するため、国際的な整合性を踏まえた制度の企画、立案、執行を行うとともに、事業者による自主管理を促し、あわせて、安全性等の向上に向けたイノベーションを推進している。

このような状況下において、化学物質管理を巡る国際的環境の変化に迅速に対応する必要性に鑑み、国際的な規制制度や国内の化学物質管理の制度設計等、今後の化学物質管理政策の在り方について審議を行う。

検討事項

化学物質管理政策の在り方に関する重要事項等について

審議スケジュール

第1回 平成25年9月頃

「バイオ小委員会」(平成25年7月設立)

小委員長：福田 雅夫(長岡技術科学大学工学部教授) (予定)

設立趣旨

平成15年に成立した「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)では、生物多様性の確保を図るため遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることとされている。当省では、遺伝子組換え生物等を産業利用する事業者等からの申請に当たり、遺伝子組換え生物等が野生動植物の種又は個体群の維持に与える影響等について有識者による専門的な審議を行っている。

また、平成17年に微生物等の働きを利用した汚染物質の分解等を通じた環境汚染の浄化を図るバイオレメディエーションを実施する際の安全性の確保に万全を期すために「微生物によるバイオレメディエーション利用指針(経済産業省・環境省告示第4号)」(以下「バイレメ指針」という。)が取りまとめられた。当省は環境省と共同で、バイレメ指針に基づき事業者等から提出された浄化事業計画について、微生物の種類毎に科学的かつ適正な生態系への影響評価を実施すべく有識者による科学的な審議を行っている。

今般の産業構造審議会の部会・分科会の見直しに当たり、これら審議を行うため、新たに「バイオ小委員会」を設置し、微生物や遺伝子組換え微生物等の利用による生態系等への影響評価等について科学的な審議を行う。

検討事項

- (1) カルタヘナ法に基づく大臣承認申請、大臣確認申請等に適否について。
- (2) バイレメ指針に基づいた実施計画書の申請書類の承認に関する適否について。

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-----------|----------------------------------|
| 第1回 | 平成25年10月頃 | カルタヘナ法第13条に基づいて確認される拡散防止措置に関する審査 |
| 第2回 | 平成25年12月頃 | バイレメ指針に基づいて確認される浄化事業計画に関する審査 |

商務流通情報分科会

(平成25年7月設立)

分科会委員長：村井純（慶応大学環境情報学部長教授）

設立趣旨

I T利活用による産業活性化、エレクトロニクス産業の競争力強化、ヘルスケア産業をはじめとしたサービス業の振興、クリエイティブ産業の海外展開促進、国内外の需要開拓に向けた流通構造の効率化、地域の活力向上のための中心市街地活性化、社会環境の変化等を踏まえた商取引環境の整備や製品安全の確保等、商務情報政策局及び商務流通保安グループ（産業保安を除く。）に係る重要課題等について調査審議を行うために設置。

検討事項

- (1) 商務情報政策局及び商務流通保安グループ（産業保安を除く。）の所掌に係る重要課題
 - ・ 商務情報政策局関連
(エレクトロニクス、情報サービス、ヘルスケア、コンテンツ、伝統的工芸品、I T利活用の推進、情報セキュリティ対策、サービス業高付加価値化、クールジャパン等)
 - ・ 商務流通保安グループ（産業保安を除く。）関連
(中心市街地活性化、商取引環境の整備、製品安全の確保等)
- (2) 個別法に基づく執行業務
 - ・ 伝統的工芸品産業の新規指定に係る審議会意見聴取
(伝統的工芸品産業の振興に関する法律)
 - ・ 電子計算機利用高度化計画の策定に係る審議会意見聴取
(情報処理の促進に関する法律)

審議スケジュール

第1回 平成26年6月までに開催

「情報経済小委員会」（平成25年7月設立）

小委員長：村井純（慶応大学環境情報学部長教授）

設立趣旨

I Tの利活用は、今後の産業競争力強化と社会課題解決への鍵。世界最高水準のI T利活用社会を実現させるためには、政府・企業・社会の各分野で具体的な取組を進めていくことが必要であり、その方策について調査審議するために設置。

検討事項

- （1）我が国情報関連産業の動向や競争力強化の方策等について
- （2）電子商取引及び情報材取引等に関する準則の改定について
- （3）個人遺伝情報を用いた事業分野における個人遺伝保護ガイドラインの改定について
- （4）その他情報関連分野において検討が必要な事項について

審議スケジュール

第1回 平成26年6月までに開催

Ⅱ 見直し以前の 組織変更

中心市街地活性化部会

「中心市街地活性化部会」(平成25年2月設立)

部会長：大西隆（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授、
日本学術会議会長）

設立趣旨

日本経済を再生するためには、様々な都市機能が集積する中心市街地を活性化させ、地域の活力を取り戻すことが必要。

しかし、中心市街地の疲弊は依然として深刻である。人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検し、活性化のための処方箋をとりまとめることが必要。

そのため、産業構造審議会の下に新たに「中心市街地活性化部会」を設置し、まちづくり、商業、流通、地域活性化等について幅広く検討を行う。

検討事項

- (1) 中心市街地のあり方
 - ・政策のターゲットとする中心市街地
 - ・中心市街地の圏域設定
- (2) 住まい手が主役となったそれぞれのまちの個性を活かす取組の推進
- (3) 中心市街地の機能のあり方
 - ・広域的な視野も含めた都市機能の一層の集約や配置
 - ・中心市街地の特徴を活かした新産業
- (4) 空店舗・未利用地の活用促進
- (5) 大規模小売店舗と地域商業の共存関係の構築・強化
- (6) まちづくりの推進主体の機能強化・まちづくり人材の育成
- (7) 具体的な支援と目標設定のあり方

審議スケジュール

第1回	平成25年2月15日	中心市街地活性化政策の見直しの論点（案）
第2回	平成25年3月15日	委員等からのプレゼンテーション①
第3回	平成25年3月22日	委員等からのプレゼンテーション②
第4回	平成25年3月29日	委員等からのプレゼンテーション③
第5回	平成25年4月17日	これまでの議論を踏まえた論点整理
第6回	平成25年5月14日	とりまとめ案について議論
第7回	平成25年5月27日	最終とりまとめ

保安分科会

「保安分科会」（平成24年9月設立）

分科会長：小林英男（横浜国立大学客員教授）

設立趣旨

火薬の取締り、高圧ガスの保安、その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）については、これまで、総合資源エネルギー調査会の分科会等において調査審議が行われてきたが、平成24年9月の原子力安全・保安院の廃止による組織改編に伴い、これに代わるものとして産業構造審議会に保安分科会を設置し、一括して調査審議を行うこととなった。

保安分科会では、産業保安上の重点課題として、自然災害や事業者における事故、保安に関する重大な義務違反についての対応を検討するとともに、技術革新や再生可能エネルギーの導入促進といった社会環境の変化等を踏まえた科学的合理的な規制の現況について検討を行う。

検討事項

- （1）自然災害への対応
- （2）産業事故、保安義務違反への対応
- （3）時代が要請する新たな課題への対応

審議スケジュール

- | | | |
|-----|------------|---------------|
| 第1回 | 平成24年11月6日 | 産業保安に関する現状と課題 |
| 第2回 | 平成25年2月28日 | 産業事故の防止対策等 |
| 第3回 | 平成25年3月29日 | 産業事故の撲滅について |

「高圧ガス小委員会」(平成24年11月設立)

小委員長：小林英雄 (国立大学法人横浜国立大学客員教授)

設立趣旨

高圧ガスの保安を確保するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進している。

近年、高圧ガスの保安を巡り様々な環境の変化が生じており、昨年の中東大震災では、高圧ガス施設も影響を受け、一部の設備で火災及び爆発が発生した。また、高圧ガスの事故件数は増加傾向にあり、特に、最近では日本を代表する企業で重大な事故や保安義務違反が発生している。

さらに、2015年に高圧の水素を利用する燃料電池自動車や水素スタンドの普及開始が計画されるなど、高圧ガスの保安分野においても新たな課題も生じている。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会保安分科会の下に高圧ガス小委員会を設置し、高圧ガス保安を巡る環境変化に対応した高圧ガスの保安の在り方について審議する。

検討事項

- (1) 自然災害への対応について
- (2) 産業事故、保安義務違反への対応について
- (3) 時代が要請する新たな課題への対応について

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成24年11月28日 | 高圧ガス施設等の地震・津波対策について
燃料電池自動車・水素ステーションの規制見直しについて |
| 第2回 | 平成25年 2月20日 | 産業事故の発生防止への対応の方向性について
保安検査の方法 (液化石油ガス岩盤備蓄基地関係) について |
| 第3回 | 平成25年 3月22日 | 産業事故の撲滅に向けて (報告書案) について
新たな水素関連規制見直し要望について |

「保安検査規格審査WG」（平成24年11月設立）

座長：小林英雄（国立大学法人横浜国立大学客員教授）

設立趣旨

高圧ガス保安法に基づく保安検査の方法は、学会等民間団体が作成した設備の実態等に即した検査方法を告示で指定している。当該検査方法を告示として指定するにあたり、透明性・中立性を確保しつつ専門的知見を持って検討・評価を行う必要がある。

地下の岩盤に液化石油ガスを備蓄する基地の保安検査方法について、平成24年11月19日に高圧ガス保安協会から経済産業大臣宛てに、「KHK/JOGMECS 0850-8(2012)保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）」を策定し、本保安検査規格を保安検査告示において、保安検査の方法として指定することを希望する旨の申請があった。

このため、高圧ガス小委員会の下に保安検査規格審査WGを設置し、学会等の民間団体等から告示指定の申請があった検査方法について審査・評価を実施する。

検討事項

（1）保安検査規格の審査・評価について

審議スケジュール

第1回 平成24年12月28日 KHK/JOGMECS 0850-8(2012)保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）の審査・評価について

第2回 平成25年 2月15日 KHK/JOGMECS 0850-8(2012)保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）の評価書（案）について

「ガス安全小委員会」(平成24年12月設置)

小委員長：豊田 政男 (国立大学法人大阪大学名誉教授)

設立趣旨

都市ガス保安については、これまで、国及びガス事業者のたゆまぬ努力の結果、重大事故については着実に改善が見られ、死亡事故発生率の低減が実現された。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、都市ガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。

このため、産業構造審議会保安分科会にガス安全小委員会を設置し、今後の都市ガスの保安の在り方について審議を行う。

検討事項

- (1) 今後10年間を見据えて、総合的な都市ガスの保安対策として、総合資源エネルギー調査会ガス安全小委員会が平成23年5月に策定した「ガス安全高度化計画」について、毎年度、フォローアップを行う。また、必要に応じ、関係法令の制定・改廃や、制度見直しに関する議論を行う。
- (2) 都市ガス事業者に係る年間の事故報告を集計し、要因分析を行った結果について、審議を行う。
- (3) 都市ガス事業者の導管改修実施状況報告を集計し、経年管(ねずみ铸铁管及び腐食劣化対策管)の改修状況分析を行った結果について、審議を行う。

審議スケジュール

- 第1回 平成24年12月14日 ガス安全高度化計画のフォローアップ状況について
- 第2回 平成25年3月26日 平成24年の都市ガス事故について、
時代が要請する新たな課題への対応について

「液化石油ガス小委員会」（平成25年3月設置）

小委員長：橘川 武郎（一橋大学大学院商学研究科教授）

設立趣旨

LPガス保安については、これまで、国及びLPガス事業者のたゆまぬ努力の結果、重大事故については着実に改善が見られ、事故件数・死傷者数の低減が実現された。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、LPガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。

このため、産業構造審議会保安分科会に液化石油ガス小委員会を設置し、今後の液化石油ガスの保安の在り方について審議を行う。

検討事項

- （1）液化石油ガス販売事業者等が講ずべき保安対策等として経済産業省が毎年度提示する「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について、取組状況を踏まえ、次年度の同指針について審議を行う。また、取組状況の確認、その共有等保安対策指針の実効性を高める方策について検討を行う。
- （2）液化石油ガス販売事業者等に係る年間の事故報告を集計し、要因分析を行った結果について、審議を行う。
- （3）東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の実施状況等自然災害への対応について審議を行う。
- （4）LPガスの保安施策について検討を行うとともに、関係法令の制定・改廃等に関する審議を行う。

審議スケジュール

第1回 平成25年3月17日 LPガス事故の発生状況及び液化石油ガス販売事業者等保安対策指針等について

「電力安全小委員会」(平成24年12月設立)

小委員長：横山 明彦 (東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)

設立趣旨

電気は国民の生活や産業活動の基盤であり、ライフラインとして欠かせないものである。また、近年では太陽電池や電気自動車を始めとする電気の新たな利用形態の拡大が進展しているが、電気は、感電、漏電に起因する災害の原因となるリスクを有しているため、それらの被害から国民の安全を守る必要がある。

こうした中、電力分野を所管する経済産業省において、技術の進展や社会情勢の変化に則した、科学的・合理的な安全規制の在り方について検討を進める場が必要である。

そのため、年に2、3回程度、発電設備(原子力を除く)や電気設備、電気工事に係る保安行政の在り方や規制の具体的内容について検討する場として、産業構造審議会の保安部会の下部組織に、電力安全小委員会を設置することとする。

検討事項

- (1) 電気設備に係る保安行政の在り方や規制の具体的内容について
- (2) 電気工事に係る保安行政の在り方や規制の具体的内容について

審議スケジュール

第1回	平成24年	12月4日	家庭用燃料電池設備に係る技術基準に関する規制見直しについて 等
第2回	平成25年	3月19日	電気主任技術者の外部委託承認範囲の見直しについて 等
第3回	平成25年	8月8日	発電所を直接統括する事業所に係る電気主任技術者の選任要件について 等

「風力発電設備構造強度WG」（平成24年12月設立）

委員長：勝呂 幸男（一般社団法人日本風力エネルギー学会会長）

設立趣旨

平成23年3月の東日本大震災や、平成24年7月からの再生エネルギーの全量買取制度の施行等により、今後風力発電の設置が急激に増加すると見込まれている。

現状において、風力発電設備に関して、陸上及び着床式洋上風力発電設備全体は電気事業法の規制を受けており、かつ、支持物の構造強度は建築基準法の規制を受けているが、二重規制を避け、風力発電設備の導入を促進させる観点から、支持物の構造強度が建築基準法の規定に適合していれば電気事業法の規定にも適合していることとしている。

こうした中、平成24年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、「風力発電設備（洋上風力発電設備を含む）に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。」こととされ、平成24年度内に結論、結論を得次第措置することとされた。

これを受け、保安分科会電力安全小委員会風力発電設備構造強度WGでは、現在建築基準法及び電気事業法で行われている風力発電設備の構造強度に係る審査を電気事業法に一本化することが可能かどうかについて、主に技術的観点から検討を行う。

検討事項

- (1) 風力発電設備の構造強度の同等性、安全確保の仕組みの同等性、構造強度以外の基準の同等性等について
- (2) 建築基準法に基づいて行われる審査と同等の審査を電気事業法に基づいて産業保安監督部にて行う事が可能であるかについて

審議スケジュール

- | | | | | |
|-----|-------|--------|---------------------------------------|---|
| 第1回 | 平成24年 | 12月27日 | 本WGでの検討の進め方について | 等 |
| 第2回 | 平成25年 | 1月17日 | 現行建築基準法の技術基準等による産業保安監督部の審査能力の確認結果について | 等 |
| 第3回 | 平成25年 | 3月6日 | 風力発電設備構造強度WG（案） | 等 |
| 第4回 | 平成25年 | 5月31日 | 太鼓山風力発電所及び笠取風力発電所事故を踏まえた対応について | |

「火薬小委員会」(平成24年11月設立)

委員長：小川輝繁(横浜国立大学名誉教授)

設立趣旨

火薬類取締法の目的は「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」であり、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いについて厳しく規制している。そのような中、火薬類が取り扱われる環境の変化等から、それらを踏まえた今後の火薬類に係る保安の在り方を検討する必要がある。

このため、火薬小委員会では、火薬類の取扱いにおける技術等の基準や、関係法令における火薬類の保安に関する重要事項の検討を行う。

検討事項

- (1) 火薬類に係る保安の在り方について
- (2) 火薬類の自然災害対策について

審議スケジュール

第1回 平成24年11月21日 火薬類の取扱いに係る技術基準の策定について

第2回 本年度中 火薬類に係る保安の在り方について(予定)

「火工品検討WG」（平成24年11月設立）

委員長：検討中

設立趣旨

火薬類取締法では、火薬類を明示的に定義し、その取扱いについては許可制とし、厳格な管理を行っている。

一方で、災害の防止及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれが無いと認められる火工品については「適用除外火工品」として指定し市場の活性化等を図っている。

本WGでは、適用除外火工品への新規指定提案に関して、科学的知見に基づいた合理的な判断によりその安全性の評価等を行う。

検討事項

- （1）適用除外火工品の安全性評価について
- （2）適用除外火工品の安全性評価方法について

審議スケジュール

第1回 適用除外火工品の指定の必要が生じ次第、随時開催

「煙火保安 WG」（平成 24 年 1 1 月設立）

委員長：検討中

設立趣旨

打揚煙火やがん具煙火などの煙火は一般消費者との接点が多い分、その消費方法等によっては一般消費者が事故に遭遇するリスクの高い火薬類でもある。

本 WG では、煙火の保安に関するあり方について検討を行うとともに、煙火の製造、消費等に係る技術基準等について検討を行う。

検討事項

- （1）煙火の製造、消費等に係る技術基準等について
- （2）煙火の事故対策について

審議スケジュール

第 1 回 煙火の保安管理において、検討の必要が生じ次第、随時開催

「特則 WG」（平成 24 年 11 月設立）

座長：新井充（東京大学教授）

設立趣旨

火薬類の製造や保管方法については、火薬類取締法及び関係法令においてその技術基準が定められているが、特定の場合において、事故等の危険のおそれがないものとして認められた場合に限り、それぞれの程度に応じた基準を認めている。

本 WG では、それらの特則承認を行うにあたり、科学的知見に基づいた合理的な判断により安全性の評価等を行う。

検討事項

- （１）特則承認の安全性評価について
- （２）特則承認の安全性評価方法について

審議スケジュール

第 1 回 平成 25 年 7 月 25 日 技術基準に係る特則承認について

第 2 回 事業者等からの特則承認申請を受け次第、随時開催

「産業火薬保安 WG」（平成 24 年 11 月設立）

委員長：検討中

設立趣旨

産業火薬は、土木や建築等人々の住環境整備や人命の保護等に対し有効に使用されている。

一方で、その使用や廃棄方法等については、技術の進歩や使用環境の変化等が著しく、またその性質から、使用方法等によっては重大な事故に繋がるリスクを有するものである。

本 WG では、これら産業火薬の製造等に係る技術基準や保安に関するあり方について検討を行う。

検討事項

- （1）産業火薬の製造、消費等に係る技術基準等について
- （2）産業火薬の事故対策について

審議スケジュール

第 1 回 産業火薬の保安管理において、検討の必要が生じ次第、随時開催

Ⅲ 答申・報告書等

地域経済産業分科会

「世界遺産登録推薦に係る稼働資産（橋野鉄鉱山、八幡製鐵所）の価値及び保全方策に関する意見について」

工場立地法検討小委員会（平成25年7月）

概要

平成24年5月25日付け閣議決定（稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について）に基づき、「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（事務局：内閣官房）」から、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」を構成する稼働資産（橋野鉄鉱山、八幡製鐵所）の価値及び保全方策に関しての意見照会があった。

同意見照会の対象稼働資産（橋野鉄鉱山、八幡製鐵所）に関して、当該資産が「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」が世界遺産への登録に必要な顕著な普遍的価値を有することに貢献しているか、また、その保全方策が、遺産価値の適切な保全と価値保全が経営に与える制約の最小化との両立を図るものとなっているか、等について審議を行い、小委員会としての意見を取りまとめた。

なお、取りまとめられた意見は、「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」に提出された。有識者会議においては、当該意見等を踏まえ、世界遺産登録への推薦候補の選定に係る検討を進めることとなる。

通商政策部会

「2013年版不公正貿易報告書」(報告書)

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成25年4月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

（1）第一部

第一部においては、17ヶ国・地域の計146件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。本年は、新規案件として10件（昨年8件）の政策・措置を掲載し、強制規格や安全規制など国内政策としてとられる措置が増加傾向にあることを指摘している。

（2）第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。本年度は第二部第10章「基準・認証制度」を抜本的に改訂し、WTO・TBT協定の権利義務の内容をわかりやすく記載するとともに、明確化しつつある同協定の最近の解釈を追記した。また、第10章に関する特集コラムとして、「製品規制を巡る多層的なルール形成の動きについて」、「TBT協定を活用する際の実務的留意点について」を盛り込んでいる。

（3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、今後紛争処理のベースともなる経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。具体的には、我が国企業の投資・経営判断の一助とするため、投資協定に基づく投資家（私人）対国家の国際仲裁について主要ケースを紹介している。加えて、企業等が外国政府の問題措置について、日本政府への申し入れを行う際の参考とするため、経済連携協定で設置が認められているビジネス環境整備委員会の他、各国政府との会合も紹介している。

産業技術分科会

「研究開発事業に関する評価報告書」(報告書)

評価小委員会 (平成24年9月～平成25年6月 (7回))

報告書の概要

平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発評価事業の評価を行い、評価結果を評価報告書としてとりまとめている。

直近の評価小委員会(第55回～第61回)では2件の「技術に関する施策評価」、13件の「技術に関する事業評価(プロジェクト評価)」、1件の「研究開発制度評価」及び7件の「事前評価」を実施し、評価報告書としてとりまとめた。

環境部会

「2012年度自主行動計画 評価・検証結果及び今後の課題等（報告書）」

地球環境小委員会（平成25年3月）

※中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会との合同会議

報告書の概要

京都議定書目標達成計画（2005年4月閣議決定、2008年3月全部改定）において、自主行動計画については、その評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップを行うものとされている。これを踏まえ、本委員会では、業種別WGでの審議結果について報告を受けるとともに、「2012年度自主行動計画の評価・検証の結果及び今後の課題等」を整理し、下記の報告を取りまとめた。

（1）2012年度評価・検証の結果

・基本的視点

京都議定書目標達成計画においては、同計画に基づく対策に国民各界各層が全力で取り組むことで、京都議定書削減約束は達成し得るとされていることから、個々の業種の自主行動計画の目標達成の蓋然性向上が重要。

・目標達成状況

2011年度実績は、経済産業省所管の41業種中、目標達成は27業種であり、前年度に比べ2業種減少した。一方、電気事業連合会が目標達成したと仮定した場合の電力排出係数に基づき評価を行ったところ、前年度比5業種増の34業種が目標を達成しており、各業種における省エネ設備等の導入、燃料転換、設備の運用改善等の取組が進展しているといえる。また、自主行動計画の目標は2008～2012年度の平均値で達成するものであることを踏まえ、2011年度までの4ヶ年平均での実績を見ると、目標達成は30業種となった。

4ヶ年平均で目標に達していない11業種のうち、6業種からは「達成の見込み」との説明がなされた一方、残り5業種からは「目標達成は難しいが、引き続き努力する」旨の方向性が示された。これら5業種の動向については、今後、特に注視することが必要。

京都メカニズムクレジット等の償却状況について、2011年度は複数の業種が合計3,000万t-CO₂を超えるクレジット等を償却した。

(2) 今後の課題等

現時点で目標未達成の業種については、目標達成に向け最後まで真摯に取り組むことが重要である。また、既に目標を超過している業種については、現行の自主行動計画を強化・発展させた低炭素社会実行計画の目標値において、自主行動計画より一歩進んだ目標水準等を掲げるなど、対策の強化を行うべきである。

東日本大震災等の影響により、全国の原子力発電所の稼働停止が続く現下の状況を鑑みると、2011年度で既に前年度比2割以上の悪化が見られた電力排出係数は、一層悪化することが見込まれている。政府においては、こうした状況下での各業種における削減努力の適切な評価方法を検討し、最終的な目標達成・未達成の評価をするに当たって十分に考慮すべきである。

自主行動計画の対象期間は2012年度で終了するが、産業界は引き続き温暖化対策に取り組んでいくことが重要である。全ての自主行動計画策定業種及びこれまで非参加であった業種が、低炭素社会実行計画に取り組み、産業界における温暖化対策の中心的役割を果たしていくことを期待する。

「2013年度以降の産業界の自主的取組（低炭素社会実行計画）に関する策定状況及び今後の課題等（報告書）」

地球環境小委員会（平成25年3月）

※中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会との合同会議

報告書の概要

自主行動計画の対象期間が2012年度で終了することを踏まえ、日本経団連を中心に、自主行動計画に続く新たな計画としての「低炭素社会実行計画」の検討が進められてきた。

こうした産業界による新たな自主的取組の進展を踏まえ、自主行動計画を策定している所管41業種の低炭素社会実行計画の検討状況について、業種別WGにおいてヒアリングを実施した。

本委員会では、業種別WGでのヒアリング結果について報告を受けるとともに、「2013年度以降の産業界の自主的取組（低炭素社会実行計画）に関する策定状況及び今後の課題等」を整理し、下記の報告を取りまとめた。

（1）低炭素社会実行計画の策定状況

目標設定業種は24業種（暫定目標を含む）で、経済産業省所管の41業種の58.5%を占めた。設定済みの24業種は、引き続き、「最先端技術（BAT）等の最大限の導入」について十分に社会に説明していくことが必要である。計画（目標）未策定の17業種については、策定に向けたスケジュールを確認した。

（2）今後の課題等

自主行動計画の評価・検証において指摘されてきた事項（①積極的な情報開示による透明性の向上、②目標の深掘り・対象範囲の拡大、③国内外への情報発信、④業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化）については、低炭素社会実行計画においても課題として十分に認識し、引き続き対応を進めることを求める。

現時点で計画策定中、目標検討中の業種においては、可能な限り速やかに目標等を設定するべきである。早期の目標設定が困難な業種においては、その理由について具体的な説明を行うとともに、策定に向けた今後のスケジュール等を示すことを期待する。また、低炭素社会実行計画において設定する目標値・目標指標は、十分に野心的で、かつ達成状況の事後的な検証が

明確な形で実施できるようにするべきである。

低炭素社会実行計画において、製品による他部門での排出削減への貢献や、技術移転による海外貢献、革新的技術開発について明確化されたことは評価できる。低炭素製品・技術、サービス等により、国内他部門や海外での排出削減に積極的に貢献するとともに、それらの削減ポテンシャルについて可能な限り客観的な根拠を示しつつ、定量的に示すことが期待される。

今後のP D C Aサイクルについて、政府は、低炭素社会実行計画の適切な評価方法を検討し、有効な評価・検証を定期的実施していくべきである。また、未策定業種を中心に、必要に応じて、追加で策定状況の点検を実施することも必要である。策定済み業種についても、中間年度である2016年度を目処に、計画を大幅にレビューする機会を設けることが必要となる可能性がある。

「中間とりまとめ」

廃棄物・リサイクル小委員会（平成24年9月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会では、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会使用済製品中の有用金属の再生利用に関するWGとの合同により、レアメタルを含む主要製品全般を対象として、レアメタルのリサイクルに係る課題と対応策について検討し、以下のとおり中間とりまとめを行った。

（1）検討の背景と目的

レアメタルのリサイクルの現状を見ると、経済的なリサイクル技術が開発途上であること、レアメタルを含む使用済製品の排出が本格化する時期がもう少し先であること等の課題が存在し、現時点では取組は進んでいない。他方、次世代自動車や高機能家電等の需要の増加により、今後、レアメタルを含む使用済製品の排出量は大幅に増加することが見込まれる。これを見据え、今の段階から上記課題への対応策を講じることにより、リサイクルによる資源確保を着実に進めていくことが必要である。

（2）レアメタルのリサイクルを取り巻く状況

リサイクルを重点的に検討すべき5鉱種（ネオジウム、ジスプロシウム、コバルト、タンタル、タングステン）を選定し、需給動向や自給率、排出の見通し等の詳細について分析。

（3）レアメタルのリサイクルに係る基本的な考え方

レアメタルリサイクルを経済的に成り立たせるための条件整備として、規模の経済の観点からできるだけ多くの回収量を確保することと、リサイクルの効率性を向上させることという観点から対策を講じることが必要不可欠。レアメタルを含む使用済製品の排出が本格化してくる2010年代後半までの間を「条件整備集中期間」と位置付け、国主導の下に産学とも連携しつつ条件整備に向けた方策を集中的に講じることとする。

（4）当面の具体的な対応策

①使用済製品の回収量の確保

- ・現行回収スキーム等の強化
- ・新たな回収スキームの構築
- ・違法回収や不適正な輸出の取締強化等の海外流出の防止
- ・消費者等への情報提供

②リサイクルの効率性の向上

- ・技術開発の推進
- ・レアメタルの含有情報の共有
- ・易解体設計の推進等

③事業者によるレアメタルリサイクルへの先行的取組の推進

- ・資源循環実証事業の実施
- ・対策の進捗状況等のフォローアップの実施

(5) 中長期的な目標

「(4) 当面の具体的な対応策」に示した対応策を条件整備集中期間に講じることにより、2010年代後半には、使用済製品の回収量の増加や、リサイクルの効率性の向上、資源循環実証事業等の取組による効果を得て、レアメタルのリサイクルが経済的に成り立つ状況を目指す。

環境部会、化学・バイオ部会

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制に係る自主行動計画の平成23年度実績 （報告）及びVOC排出抑制に関する今後の取組について（提言）

産業環境リスク対策合同WG（平成25年4月）

報告等の概要

産業界における自主行動計画に基づく揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制について平成23年度の実績を集計した結果、平成22年度の削減率を約4%上回る結果となった。今後は自主行動計画参加団体ごとに目指すべき方向性及び方策を設定した上で排出状況のフォローアップを行うとともに、自主的取組参加企業の拡充に向けて取り組むこととされた。詳細は以下のとおり。

（1）産業界における自主行動計画に基づくVOC排出削減の取組結果

本WGにおいては、平成17年に「事業者等による揮発性有機化合物（VOC）の自主的取組促進のための指針」を策定し、その後毎年度、自主的取組参加団体等による自主行動計画に基づくVOC排出削減の取組についての評価を行ってきた。自主的取組参加団体等は平成23年時点で41団体、参加企業は8257社である。平成23年度における自主的取組参加団体等の全国排出量は約21万トン、平成12年度排出量からの削減量は約31万トン、削減率は約60%となり、平成22年度の削減率を更に上回る結果となった。この結果は取組主体である産業界の努力によるところが大きい。

（2）VOC排出抑制に関する今後の取組

自主的取組参加団体等による今後の取組については、今後、業界団体等ごとに目指すべき方向性と方策を提示することとされた。また、産業界ごとの取組状況を毎年度報告するとともに各業界での取組内容についても共有することで、産業界における自主的取組の更なる充実を図るとともに当該取組が有効に行われていることを示していくこととされた。

（3）自主的取組参加企業の拡充へ向けた取組

VOC排出抑制に係る自主的取組を更に充実させていくため、これまで経済産業局や（一社）産業管理協会等が実施してきた取組について評価、検証し、今後の参加企業拡大に向けて取り組むこととされた。

化学・バイオ部会

「今後のフロン類等対策の方向性について（報告書）」

地球温暖化防止対策小委員会（平成25年3月）

※中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会との合同会合

報告書の概要

産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化小委員会では、京都議定書の対象物質である代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）分野の排出抑制対策の検討等を行ってきた。平成24年10月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の見直し検討時期を迎えたことから、今後のフロン類等対策の方向性について、報告書として下記の報告をとりまとめた。

（1）現状認識と対策の考え方

京都議定書に基づき排出の削減が求められている代替フロン等3ガスについては、特定フロンからの転換が進んだことにより冷凍空調機器の冷媒用途を中心に排出量が増加傾向にあり、また、使用中の機器からの漏えいが問題視されているところ、これまでの対策を超えて、フロン類のライフサイクル全体にわたって排出抑制に向けた取組を進めることを検討する必要がある。

（2）具体的な対策の方向性

フロン類のライフサイクル全体にわたる対策としては、より長期的・根本的対策として、今後新たに導入される機器・製品やフロン類については技術的・経済的に可能な範囲において、フロン類を使用しないもの、あるいは環境負荷の少ない物質に転換すること、また、短期的・中期的対策として、業務用の冷凍空調機器について、機器使用時・廃棄時の冷媒フロン類の環境放出を最小化するため、以下の対策に取り組むことが必要である。

- ・フロン類使用製品のノンフロン化・低GWP化促進
- ・フロン類の実質的フェーズダウン（ガスメーカーによる取組）
- ・機器ユーザーによる適切な管理の促進
- ・フロン類回収を促進するための方策
- ・建築物の解体工事における指導・取組の強化

※GWP：地球温暖化係数。二酸化炭素を1とした場合の地球温暖化に与える効果の相対値。

（3）その他

（2）に挙げた対策に加え、経済的手法や産業界による自主的な取組等についても引き続き検討が必要である。

航空機宇宙産業分科会

「大型民間輸送機の国際共同開発等を新たに実施することを踏まえた航空機工業振興法第3条第1項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針の改定に関する答申について」(答申)

航空機委員会 (平成25年5月)

答申の概要

大型民間輸送機の国際共同開発等を新たに実施することを踏まえた航空機工業振興法第3条第1項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針の改定について、適切であると認める。

車両競技分科会

「自転車競技法における特例対象交付金の取り扱いについて」(答申)

車両競技分科会 (平成25年3月)

答申の概要

観音寺市(香川県)の競輪事業からの撤退に伴い、自転車競技法に基づき、観音寺市が交付を猶予されていた交付金(特例対象交付金)を競輪の開催の停止に必要な経費に充当することについて、審議の結果、適切なものであるとして了承した。

伝統的工芸品産業分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について」

指定小委員会（平成25年2月）

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「二風谷イタ」、「二風谷アットウシ」及び「紀州へら竿」の伝統的工芸品への指定について了承した。

流通部会

「新たなライフラインとして生活と文化を支え、地域に根付き、海外に伸びる流通業（報告書）」

流通部会（平成24年9月）

報告書の概要

産業構造審議会流通部会では、東日本大震災における物資流通の混乱、人口減少や消費者ニーズの変化等の流通業を巡る市場環境・事業環境の変化、成長するアジア市場の取り込みを狙った積極的な国際展開等、流通業は様々な課題に直面し、新たな局面を迎えている。このような課題に指針を示し、今後の流通業の在り方を提示するため、①災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方、②強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通の在り方、③海外需要を取り込み、我が国の魅力を売り込む流通の在り方、の3点について検討を行った。報告書では、現状認識と政策対応の方向性を中心に、下記のように報告をとりまとめた。

（1）災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方

- ・事業継続計画(BCP)の策定及び適宜見直し
- ・自治体との連携
- ・災害時支援協定の締結促進、災害時における民間事業者の活用等。
- ・物資情報を把握するデジタル・インフラの整備
- ・家庭内備蓄の支援

（2）強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通の在り方

- ・製、配、販の枠を超えてサプライチェーン全体で取り組む効率化
「製・配・販連携協議会」における対策の具体化、実施等(返品削減、配送の最適化、デジタル・インフラ等)
- ・地域社会との調和
買い物弱者対策、小売店舗の多機能化等による地域への貢献、大型店の地域商業との共生等
- ・流通の安全・安心
製品安全における流通業者の関与、クレジットカード等の決済を可能とする環境の整備及びセキュリティ対策の強化等

（3）海外需要を取り込み、我が国の魅力を売り込む流通の在り方

- ・国際展開の現状と意義

旺盛な海外需要を取り込む成長機会の獲得、クールジャパン戦略や地域資源などの日本製品・文化等の国際発信、進んだ流通システムの展開による現地への貢献

・国際化の課題と対応

- 制度面での課題 → 政府間対話、
E P Aやマルチの政府間交渉の活用
- 人材面での課題 → 内外人材の育成のための研修制度の整備
- 物流面での課題 → 物流資材の標準化

※産業構造審議会見直しの際、流通小委員会に名称変更。

中心市街地活性化部会

「中心市街地の再活性化に向けて（提言）」

中心市街地活性化部会（平成25年6月）

提言の概要

産業構造審議会中心市街地活性化部会では、現在の中心市街地の置かれた状況、商機能・公共公益機能の集積の現状を踏まえ、今日の中心市街地が直面する諸課題について把握するとともに、中心市街地活性化法をはじめとする諸制度のこれまでの運用実績を踏まえ、新たに必要となる政策の方向性について、部会として以下の通り提言をまとめた。

（1）中心市街地への投資の活性化・円滑化のための措置

①中心市街地の圏域設定

- ・投資効果を高めるべく、徒歩圏を基本として圏域設定すべき。
- ・また、中心市街地の圏域の中に、商機能や都市機能を戦略的に集積し活性化のための活動を重点的に行う区域をさらに設定し、これをいわば「特区」として、規制緩和等を含めた施策を集中的に投入することも検討すべき。

②空き店舗・未利用地の活用

地権者、土地の賃借人・取得者に対して税制面等から支援。まちづくり会社等による空き店舗・未利用地のマッチング事業を促進。

③大型店等の役割の再確認

大型店の中心市街地への立地を促進すべく、大店立地法の手続緩和を検討。大型店や全国チェーン店の中心市街地活性化への貢献を促すための仕組みや中心市街地への影響を減らすための大型店の退店手続も整備。

（2）地域の実情に合った機能の集約

小さなまちの状況や地域の実情を踏まえた機能集約ができるよう、複数の市街地で機能を分担する等の新たな中心市街地活性化の取組類型を創設。

（3）市町村を越えた取組

市町村に「都道府県に対する広域連携の媒介要請権能」を付与するなど、広域的取組を後押し。

保安分科会

「産業事故の撲滅に向けて（「産業保安」の再構築）（報告書）」

保安分科会（平成25年3月）

報告書の概要

産業構造審議会保安分科会では、最近深刻な事項が発生しているコンビナート等の産業事故に焦点を当て、傘下の高圧ガス小委員会を中心に議論を行い、新たな産業保安の在り方について検討し、報告書を取りまとめた。

本報告書では、最近の産業事故の発生状況及び発生原因を分析し、産業保安の水準の向上に必要な取組を提言した。

（1）企業による自主保安の徹底

企業自ら技術や経験を伝承する講師の確保・育成、従業員への教育訓練、設備の安全対策を実施し、適切な資源配分を含めた産業保安に関する取組を経営トップが横断的に関与しとりまとめ、その結果を公表する。

（2）業界団体による取組の強化

深刻な産業事故が続く分野の業界団体において、会員企業の取り組むべき行動の指針、業界団体として取り組むべき情報共有等の取組等を盛り込んだ行動計画を策定し、フォローアップを行う。

（3）政府が行うべき対応

政府は、高圧ガス保安法に基づき、事業者に対しリスクアセスメントの拡充、従業員訓練の強化を義務づけるとともに、認定制度を改善する。

「業界団体による産業保安に関する行動計画に盛り込むべき事項」(提言)

高圧ガス小委員会 (平成25年3月)

提言の概要

爆発等の深刻な産業事故が続けて発生している業界では、業界共通の課題について検討を行うとともに、産業事故の防止に向け、当該課題への対応、例えば、個社の取組みだけでなく事故に共通する教訓の抽出やその共有等業界挙げての取組みが有効である。

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会では、こうした取組みが必要と考えられる業界団体に対して、産業保安について会員企業が実施すべき取組みのガイドラインや業界団体が自ら積極的に実施する取組みを盛り込んだ行動計画の策定に際し、行動計画に盛り込むべき事項を以下のとおり提言した。

(1) 産業事故の発生状況及び原因

- ①事故の発生状況
- ②事故の発生原因

(2) 産業保安の取組み

①会員企業が実施する取組みのガイドライン

- ・企業経営者の産業保安に対するコミットメント
- ・産業保安に関する目標設定
- ・産業保安のための施策の実施計画の策定
- ・目標や施策の実施状況についての調査及び評価
- ・自主保安活動のさらなる促進に向けた取組み

②業界団体が実施する取組み

- ・業界内外で発生した事故の原因や教訓の共有
- ・リスクアセスメント能力、危険予知能力等、産業保安に必要と考えられる能力について企業が実施する教育訓練の支援
- ・企業の産業保安活動に関するベストプラクティスの共有
- ・企業が実施する安全文化の向上に向けた取組みの支援

(3) 自然災害による産業事故の発生防止に向けた取組み

将来の自然災害の発生による産業事故の防止に向けて、業界団体としての取組み

(4) 行動計画の取扱い

当該行動計画についての公表やフォローアップの実施等に関する取扱い

「ガス安全高度化計画のフォローアップ状況」

ガス安全小委員会（平成24年12月）

フォローアップの概要

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として、平成23年5月に策定した「ガス安全高度化計画」について、毎年度、安全高度化目標の達成状況を評価し、必要に応じて実行計画の内容の見直しを行っている。

（1）ガス安全高度化計画

2020年を目標年次として、死亡事故及び人身事故といった被害が重篤な事故は撲滅し、併せて重大事故につながる可能性を持つ物損事故等の被害の比較的軽微な事故も着実に低減するため安全高度化計画を策定。安全高度化計画においては、理念目標（安全高度化目標）を設定し、講じる対策を評価するための数値指標（安全高度化指標）及びアクションプランを設定。

・安全高度化目標

2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

・安全高度化指標

2010年時点の事故の状況を踏まえ、全体、消費段階、供給段階、製造段階でそれぞれ死亡事故、人身事故にかかる一段と高い安全水準の指標を設定。（※ただし、設定する数値指標は事故の発生を許容するものではない。）

・アクションプラン

死亡事故をはじめとする重大な事故を撲滅するとともに、物損事故等の被害の比較的軽微な事故を着実に低減するために、具体的な対策項目をアクションプランとして策定。消費段階、供給・製造段階における保安対策として、機器・設備対策の周知・啓発を行うとともに、他工事対策、ガス工作物の経年化対応、自社工場対策、特定製造所での供給支障対策を講じる。また、震災後における地震対策及び津波対策を検討。

・計画に対するフォローアップ状況

アクションプランにおける具体的な実施項目は、概ね着実に進捗している。委員から、実行計画の実施に際し、供給停止判断基準の見直し、消費者のガス事故防止に係る知識の向上が必要であるとの意見が出された。

「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定」

液化石油ガス小委員会（平成25年3月）

指針の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定する。

（1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ・平成24年は、LPガス事故の発生件数は254件であり、平成23年の226件から28件増加し、3年連続して前年を10%超上回り、近年3年（平成21～23年）の平均（205.0件）を上回った。
- ・平成24年度に実施した立入検査（111社（115事業所））については、これまでのところ大きな法令違反は見られていない。

（2）平成25年度保安対策指針

- ・LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策として、①法令遵守の徹底、②組織内のリスク管理の徹底、③事故防止対策、④自然災害対策を要請。
- ・重点事故防止対策として、①CO中毒事故の防止、②一般消費者等に起因する事故の防止、③LPガス販売事業者等に起因する事故の防止を重点に対応することを要請。

「風力設備構造強度 WG 報告書（報告書）」

風力発電設備構造強度 WG（平成25年3月）

報告書の概要

平成24年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、風力発電設備の導入促進の観点から、「風力発電設備（洋上風力発電設備を含む）に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。」こととされ、平成24年度内に結論、結論を得次第措置することとされた。

これを受け、保安分科会電力安全小委員会風力発電設備構造強度 WG では、現在建築基準法及び電気事業法で行われている風力発電設備の構造強度に係る審査を電気事業法に一本化することが可能かどうかについて、主に技術的観点から検討を行い、下記の報告をとりまとめた。

（1）現状制度

現在、陸上及び着床式洋上風力発電設備全体は電気事業法の規制を受けており、かつ、支持物の構造強度は建築基準法の規制を受けているが、二重規制を避ける観点から、支持物の構造強度が建築基準法の規定に適合していれば電気事業法の規定にも適合していることとしている。なお、浮体式洋上風力発電設備の支持物等は船舶安全法の規制を受けており、今回の措置の対象には含まれない。

（2）審査一本化の可能性の検討

保安レベルを維持しつつ、電気事業法への審査一本化を実現するため、電気事業法において建築基準法と同等以上の風力発電設備の支持物の構造強度の審査、安全確保の仕組みを確保できるかについて検討を行った。

その結果、電気事業法に一本化しても保安レベルは維持できると結論づけられた。

（3）審査一本化にあたって

平成26年4月から電気事業法のみによる審査を行うべく、今後、建築基準法における技術基準等の電気事業法への取り込み、審査体制の確立等を行う。なお、一本化後の審査業務は、各産業保安監督部において行うが、一部の特殊な風力発電設備については、外部専門家からなる審査顧問会（仮称）において審査を行うこととした。

知的財産政策部会

「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて（報告書）」

特許制度小委員会（平成25年2月）

報告書の概要

特許制度小委員会では、時代に即した特許制度の整備を図るべく、強く安定した権利を早期に確保することを実現する新たな制度の在り方及びユーザーの利便性の向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置等について検討を行い、以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）強く安定した権利の早期設定の実現に向けて

経済のグローバル化を背景に、我が国で早期に強く安定した特許権を取得することに対する重要性が高まっている中、権利化後の一定期間に第三者の知見を活用して特許を見直す機会を与える制度（付与後レビュー制度）を導入することが適切である。

（2）ユーザーの利便性向上

・特許法条約（P L T）との整合に向けた救済手続の導入

主要諸外国でP L Tに準拠した権利の回復規定や優先権に係る救済の規定が整備されつつある中、我が国における救済規定はいまだ不十分であるところ、これらの規定導入に対するユーザーからの高いニーズが示されたことも踏まえ、特許出願審査請求の手続期間徒過に対する救済や、優先権に係る救済の規定を導入することが適切である。

・大規模災害を理由とする救済手続の整備

東日本大震災の発生に際し、諸外国が被災者の特許等関連手続を救済するための措置を迅速に講じたことを踏まえ、手続面での国際的な制度調和の重要性に鑑み、我が国においても、日本国内外で発生した大規模な天災地変等の被災者のする特許等関連手続が、適時に救済されることを可能とする規定を整備することが適切である。

・特許協力条約（P C T）に基づく国際出願の利便性の向上について

P C T国際出願等の手数料納付手続の利便性を高めるべく、国際出願手数料及び取扱手数料並びに特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についても特許庁へ納付することが適当である。

「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について（報告書）」

商標制度小委員会（平成25年2月）

報告書の概要

商標制度小委員会では、「新しいタイプの商標の保護の導入」、「商標制度における地域ブランドの保護の拡充」等の論点を含む商標制度に関する法制的な課題について検討を行い、以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）新しいタイプの商標の保護の導入について

近年のデジタル技術の急速な進歩や企業のブランド戦略の多様化に伴い、企業は自らの商品又はサービスのブランド化に際し、文字や図形等からなる商標のみならず、「輪郭のない色彩」や「音」等を商標として用いるようになっており、諸外国においてはこれらを商標権として保護できる制度整備が進んでいる。

そこで、我が国においても、「輪郭のない色彩」、「音」、「動き」、「ホログラム」及び「位置」の商標を新たに商標法の保護対象とすることが適当である。

（2）商標制度における地域ブランド保護の拡充について

近年、地域ブランドの普及については、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人が主な担い手となっているケースがあることに鑑み、これらの団体が取り組んでいる地域ブランドについても、地域団体商標制度を利用して、より早期の保護を図ることができるよう、これらの団体を地域団体商標の登録主体に追加することが適当である。

（3）その他

パリ条約による国際機関の紋章等の保護義務を担保している商標法の規定について、国際機関と関係があると誤認するおそれのない周知商標等が、正当に保護されるよう、その要件を見直すことが適当である。

また、「登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度の創設」、「著名商標の保護の在り方」といった論点については、商標制度を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き検討することが適当である。